

令和4年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(2 月 10 日 提 案 分)

総 務 局

目 次

	ページ
令和4年度当初予算	
1 令和4年度当初予算の内容【総務局関係】	1
2 令和4年度一般会計当初予算歳出の主な事業【総務局関係】	2
3 令和4年度一般会計当初予算継続費について【総務局関係】	5
4 令和4年度一般会計当初予算債務負担行為について【総務局関係】	7
5 令和4年度公債管理特別会計当初予算の内容	10
6 令和4年度公営競技収益配分金等管理会計当初予算の内容	11
7 令和4年度地方消費税清算会計当初予算の内容	12
議案（条例その他）	
8 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例等の概要	13
9 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の概要	14
10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要	15
11 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要	17
12 包括外部監査契約の締結について	18
令和3年度2月補正予算	
13 令和3年度2月補正予算（その1）の内容【総務局関係】	19
14 令和3年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費について【総務局関係】	20
15 令和3年度公債管理特別会計2月補正予算（その1）の内容	21
16 令和3年度公営競技収益配分金等管理会計2月補正予算（その1）の内容	22
17 令和3年度地方消費税清算会計2月補正予算（その1）の内容	23
議案（令和3年度条例その他）	
18 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要	24
19 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要	25
20 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要	27

1 令和4年度当初予算の内容【総務局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	県債	その他		
(款) 総務費	341,401,226	307,178,870	34,222,356	576,110	605,000	1,346,500	338,873,616	
(項) 総務管理費	37,467,207	34,758,395	2,708,812	576,110	598,000	1,229,717	35,063,380	
(項) 徴税費	303,934,019	272,420,475	31,513,544	-	7,000	116,783	303,810,236	
(款) 公債費	357,084,438	316,460,932	40,623,506	-	-	41,577,535	315,506,903	
(項) 公債費	357,084,438	316,460,932	40,623,506	-	-	41,577,535	315,506,903	
(款) 諸支出金	50,592	40,000	10,592	-	-	-	50,592	
(項) 普通財産取得費	50,592	40,000	10,592	-	-	-	50,592	
(款) 予備費	2,000,000	2,000,000	0	-	-	-	2,000,000	
(項) 予備費	2,000,000	2,000,000	0	-	-	-	2,000,000	
小計	700,536,256	625,679,802	74,856,454	576,110	605,000	42,924,035	656,431,111	
				-	84,000,000	80,297,471	△164,297,471	その他特定収入
一般会計計	700,536,256	625,679,802	74,856,454	576,110	84,605,000	123,221,506	492,133,640	

(特別会計)

公債管理特別会計	618,191,063	607,151,986	11,039,077	
公営競技収益配分金等管理会計	1,400,000	1,417,882	△17,882	
地方消費税清算会計	748,751,813	681,940,205	66,811,608	

総務局計	2,068,879,132	1,916,189,875	152,689,257	
------	---------------	---------------	-------------	--

2 令和4年度一般会計当初予算歳出の主な事業【総務局関係】

【予算に関する説明書 79～80頁】

- (1) 2款 総務費 6項 総務管理費
- ・ 行政情報化推進費 296,403千円
 - 一部⑨ ア データ統合連携基盤の取組 125,767千円
E B P Mや複合的な課題の解決に向けた分野横断的な政策立案等に活用するため、新型コロナウイルス感染症対策や防災分野をはじめ、多様なデータを収集、蓄積するデータ統合連携基盤の導入等を行う。
 - イ I C T活用による業務効率化 42,760千円
定型的な業務の効率化を図り、限られた予算・人材を有効に活用するため、R P A・A I－O C Rを活用した業務自動化のための取組を行う。
 - ウ ヘルスケア I C Tシステムの推進 59,152千円
県民や企業等の主体的な未病改善の取組を促進するため、「マイME－BYOカルテ」に、健康情報の収集・蓄積を図るとともに、行政や民間による健康情報の利活用を進める。
 - エ デジタル分野の専門的な研修の実施 10,417千円
デジタル部門の職員等を対象に、D X推進に必要な専門知識、技術等の習得を図るための専門的な研修を実施する。
 - ・ 行政情報ネットワーク事業費 2,362,145千円
 - ア テレワークの推進 1,423,696千円
モバイルパソコンやコミュニケーションアプリを活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現するとともに、業務継続性を確保する。
 - ・ 電子自治体共同運営推進費 96,797千円
 - ア 電子自治体共同運営サービス事業の推進 76,376千円
県民サービスの向上を図るため、電子申請システム及び施設予約システムを市町村等と共同で運営し、24時間どこからでもオンラインで申請・届出や手数料の支払及び公共施設の予約を行えるようにする。
 - ⑨ イ 行政手続オンライン化の推進 20,421千円
徹底した県民目線に立った行政サービスを提供するため、電子申請システムとW E B会議システムを連携することにより対面手続のオンライン化を実現するとともに、施設予約システムの対象施設を拡充して、行政手続オンライン化の加速化を図る。

- ・ 情報セキュリティ対策事業費 1,033,307千円
 - ア 神奈川情報セキュリティクラウドの構築・運用 886,795千円

県と県域市町村等のインターネット接続口を1か所に集約し、より高い水準のセキュリティ対策を行うため、県が自治体情報セキュリティクラウドを運営する。また、利便性や効率性を向上させるため、次期セキュリティクラウドに移行する。
- ・ 県有財産各所営繕費 458,767千円

県有施設の維持管理のため、必要な維持修繕工事等を行う。
- ・ 県有施設長寿命化対策費 1,100,000千円

県有施設の長寿命化を図るため、既存施設の劣化に対して計画的に修繕工事等を実施し、適切な維持管理を行う。
- ・ 県有財産活用推進費 237,662千円
 - ア 県有財産活用推進費 217,972千円

未利用県有地の有効活用のため、測量やアスベスト調査等を行う。
 - イ 県有財産老朽化対策推進費 19,690千円

老朽化が進み更新が必要な施設について、民間活力の導入や施設の最適配置による県費負担の軽減を図るため、民間活力導入可能性調査等を行う。

【予算に関する説明書 81～82頁】

(2) 2款 総務費 7項 徴税费

- ・ 県税事務所等設備維持運営費 757,586千円
 - ア 高相合同庁舎建替工事関係費 494,600千円

老朽化が著しく耐震性に懸念がある高相合同庁舎について、建替による再整備（令和8年度供用開始予定）を行う。また、敷地内に仮設庁舎を設置し借上げる。
- ・ 県民税利子割等交付金 272,555,793千円
 - ア 県民税所得割交付金 1,642,942千円
 - イ 県民税利子割交付金 755,867千円
 - ウ 県民税配当割交付金 13,124,303千円
 - エ 県民税株式等譲渡所得割交付金 9,868,916千円
 - オ 法人事業税交付金 20,001,064千円
 - カ 地方消費税交付金 201,797,331千円
 - キ ゴルフ場利用税交付金 1,100,011千円
 - ク 軽油引取税交付金 18,482,334千円
 - ケ 自動車税環境性能割交付金 5,783,004千円
 - コ 旧法による自動車取得税交付金 21千円

- ・ 個人県民税徴収取扱費交付金 16,139,977千円
- ・ 県税過誤納還付金及び同還付加算金 10,000,000千円
- ・ 賦課徴収事務費 1,790,461千円
- ア 県税事務所窓口におけるキャッシュレス化の推進 360千円
 県民の利便性向上のため、納税証明書の交付手数料を納付する
 手段として、キャッシュレス決済を導入する。

【予算に関する説明書 184頁】

- (3) 13款 公債費 1項 公債費
- ・ 公債管理特別会計繰出金（元金） 333,259,285千円
 - ・ 公債管理特別会計繰出金（利子） 22,795,315千円
 - ・ 一時借入金利子 10,000千円
 - ・ 公債管理特別会計繰出金（公債諸費） 1,019,838千円

【予算に関する説明書 185頁】

- (4) 14款 諸支出金 1項 普通財産取得費
- ・ 土地建物等取得費 50,592千円
 県行政の推進に必要な用地を取得する。

3 令和4年度一般会計当初予算継続費について【総務局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(既設定及び新規設定)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	年 割 額	左の財源内訳										一 般 財 源
			特 定 財 源			一 般 財 源							
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他								
2 総務費	4	千円 5,300	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5,300	千円 -	千円 -	千円 5,300	千円 5,300	千円 -	% 27	
7 徴税費	5	14,400	-	-	-	14,400	-	-	-	-	14,400	-	
藤沢合同庁舎設 備棟新築工事設 計費	計	19,700	-	-	-	19,700	-	-	5,300	5,300	14,400	27	

(変 更)

款 項 事業名	全 体 計 画							前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率
	年 度	区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
				特 定 財 源			一 般 財 源						
				国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他							
2 総務費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
6 総務管理費 元川崎合同庁 舎除却費	3	補正前額	191,000	-	171,000	-	20,000						
		補正額	-	-	-	-	-	-	191,000	-	191,000	-	63
		補正後額	191,000	-	171,000	-	20,000						
	4	補正前額	112,000	-	-	-	112,000						
		補正額	-	-	100,000	-	△100,000	-	-	112,000	112,000	-	37
		補正後額	112,000	-	100,000	-	12,000						
	計	補正前額	303,000	-	171,000	-	132,000						
		補正額	-	-	100,000	-	△100,000	-	191,000	112,000	303,000	-	100
		補正後額	303,000	-	271,000	-	32,000						
2 総務費													
6 総務管理費 緑警察署除却 費	3	補正前額	12,000	-	10,000	-	2,000						
		補正額	-	-	-	-	-	-	12,000	-	12,000	-	9
		補正後額	12,000	-	10,000	-	2,000						
	4	補正前額	122,000	-	-	-	122,000						
		補正額	-	-	109,000	-	△109,000	-	-	122,000	122,000	-	91
		補正後額	122,000	-	109,000	-	13,000						
	計	補正前額	134,000	-	10,000	-	124,000						
		補正額	-	-	109,000	-	△109,000	-	12,000	122,000	134,000	-	100
		補正後額	134,000	-	119,000	-	15,000						

4 令和4年度一般会計当初予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
人事給与システム 運営費	804,700	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和8年度	804,700		そ の 他	—
						一般財源	804,700
在庁情報提供シ ステム整備費	51,002	前年度末 までの支出 (見込)額	令和3年度	18,953	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和8年度	32,049		そ の 他	—
						一般財源	32,049
共通基盤システ ム運営費	380,513	前年度末 までの支出 (見込)額	令和3年度	104,941	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和7年度	275,572		そ の 他	16,389
						一般財源	259,183
自治体情報セキ ュリティクラウド 事業費	3,354,720	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	116,400
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和9年度	3,354,720		そ の 他	356,209
						一般財源	2,882,111
神奈川電子自治 体共同運営サー ビス事業費	526,144	前年度末 までの支出 (見込)額	令和元年度 ～ 令和3年度	141,074	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和7年度	385,070		そ の 他	151,112
						一般財源	233,958
コンピュータセン ター整備運営費	5,115,296	前年度末 までの支出 (見込)額	令和元年度 ～ 令和3年度	1,899,907	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和7年度	3,215,389		そ の 他	218,316
						一般財源	2,997,073

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
財産管理システム 運営費	23,800	前年度未 までの支出 (見込)額	令和3年度	4,253	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和7年度	17,012	一般財源	17,012	
川崎県税事務所借 上事業費	159,675	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和6年度	159,675	一般財源	159,675	
高相合同庁舎仮設 庁舎借上事業費	556,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和8年度	556,000	一般財源	556,000	
高津合同庁舎借上 事業費	1,294,050	前年度未 までの支出 (見込)額	平成29年度 ～ 令和3年度	136,082	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	1,157,968
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和29年度	1,157,968	一般財源	—	
賦課徴収事務委託 費	17,093	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	17,093	一般財源	17,093	
税務システム開発 運営費	4,293,382	前年度未 までの支出 (見込)額	平成29年度 ～ 令和3年度	1,713,151	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和7年度	2,580,231	一般財源	2,580,231	
同上	339,192	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	339,192	一般財源	339,192	

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
地方債の共同発行 によって生ずる連 帯債務	千円 共同発行団体による共同発行の 総額から神奈川県 の負担額を除 いた額及び当該 額に対する利子 相当額	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	-
		そ の 他	-				
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和13年度	共同発行団体による 共同発行の総額から 神奈川県の負担額を 除いた額及び当該額 に対する利子相当額	一般財源	負担する場 合は一般財 源	
同上	共同発行団体による共同発行の 総額から神奈川県 の負担額を除 いた額及び当該 額に対する利子 相当額	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		そ の 他	-				
		当 該 年 度 以降の支出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和14年度	共同発行団体による 共同発行の総額から 神奈川県の負担額を 除いた額及び当該額 に対する利子相当額	一般財源	負担する場 合は一般財 源	

5 令和4年度公債管理特別会計当初予算の内容

(1) 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 公債管理収入	618,191,063	607,151,986	11,039,077

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公債管理費	618,191,063	607,151,986	11,039,077	—	110,399,000	507,792,063	—

(2) 歳入の主な内訳

(単位 千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
一般会計繰入金	357,074,438	316,450,932	40,623,506	
特別会計繰入金	11,525,285	11,880,662	△ 355,377	県営住宅事業会計繰入金 7,753,428
基金繰入金	132,336,281	112,547,905	19,788,376	県債管理基金繰入金
借替債	110,399,000	159,379,000	△ 48,980,000	一般会計借換債 108,556,000

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
元金	397,617,681	376,726,690	20,890,991	一般会計償還元金 386,024,141
利子	30,331,850	33,034,420	△ 2,702,570	一般会計償還利子 29,561,302
公債諸費	1,051,749	2,137,254	△ 1,085,505	一般会計公債諸費 1,019,838
基金積立金	189,189,783	195,253,622	△ 6,063,839	満期一括償還元金積立金 182,333,724 基金運用益積立金 6,856,059

6 令和4年度公営競技収益配分金等管理会計当初予算の内容

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 公営競技収益配分金等管理収入	1,400,000	1,417,882	△ 17,882

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公営競技収益配分金等管理費	1,400,000	1,417,882	△ 17,882	—	—	1,400,000	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
収益配分金収入	1,400,000	1,400,000	0	競馬事業収益配分金収入
繰越金	—	17,882	△ 17,882	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
一般会計繰出金	700,000	717,882	△ 17,882	
市町村自治振興事業会計繰出金	700,000	700,000	0	

7 令和4年度地方消費税清算会計当初予算の内容

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 地方消費税清算収入	748,751,813	681,940,205	66,811,608

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
1 地方消費税清算費	748,751,813	681,940,205	66,811,608	
	本年度予算額の財源内訳			
	特定財源			
	国庫支出金	県債	その他	繰越金
	-	-	748,751,813	-

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較
譲渡割	155,617,043	196,360,595	△ 40,743,552
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
貨物割	214,794,879	147,002,392	67,792,487
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
地方消費税清算金収入	378,339,891	338,577,218	39,762,673
説明	他の都道府県から支払われる清算金収入		

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較
地方消費税徴収取扱費負担金	1,025,665	932,555	93,110
説明	国に支払う徴収取扱費負担金		
地方消費税清算金	344,928,646	317,711,099	27,217,547
説明	他の都道府県へ支払う清算金		
一般会計繰出金	402,797,502	363,296,551	39,500,951
説明	一般会計への繰出金（清算後の地方消費税）		

- 【議案（条例その他） 3頁 定県第25号議案】
- 【議案（条例その他） 21頁 定県第38号議案】
- 【議案（条例その他） 22頁 定県第39号議案】

8 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例等の概要

令和4年度職員定数及び前年度比較表

条例名	区 分	改 正 (令和4年度)A	現 行 (令和3年度)B	差 引 増 減 A-B	
神奈川県 職員定数 条例	知 事	7,625 人	7,625 人	0 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会(学校以外の教育機関を含む。)		768	759	9
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	11,878	11,974	△ 96
		そ の 他 の 職 員	1,084	1,087	△ 3
		小 計	12,962	13,061	△ 99
	労 働 委 員 会		21	21	0
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3	3	0
合 計		22,535	22,625	△ 90	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,517	9,396	121	
	中 学 校	5,503	5,513	△ 10	
	特 別 支 援 学 校	187	192	△ 5	
	高等学校(定時制の課程を置くもの)	19	19	0	
	合 計	15,226	15,120	106	
神奈川県 地方警察 職員定数 条例	警 察 官	警 視	393	393	0
		警 部	926	926	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,438	0
		巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。)	4,946	4,946	0
		小 計	15,703	15,703	0
	警 察 官 以 外 の 職 員		1,702	1,701	1
	合 計		17,405	17,404	1
総 計		55,166	55,149	17	

9 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新たに職員や、公安委員会の委員になった者のサービスの宣誓に関し、任命権者等の面前における宣誓書への署名を不要とするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第2条関係）

(ア) 新たに職員となった者のサービスの宣誓について、任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前における宣誓書への署名を廃止する。

(イ) 新たに職員となった者は、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができることとする。

イ 公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第2条関係）

(ア) 新たに公安委員会の委員となった者のサービスの宣誓について、知事の面前における宣誓書への署名を廃止する。

(イ) 新たに公安委員会の委員となった者は、天災その他緊急の事態に際し必要があるときは、宣誓書を提出する前においても、その職務を行うことができることとする。

(3) 施行期日

令和4年4月1日

10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる不妊治療休暇の新設に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(ア) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができることとする。（第15条の7第1項関係）

(イ) 1年とは、暦年とする。（第15条の7第2項関係）

(ウ) 不妊治療休暇は、日又は時間を単位として与えることができるとし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができることとする。（第15条の7第3項関係）

(エ) その他所要の改正を行う。（第8条及び第15条の6第1項関係）

イ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(ア) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で、不妊治療休暇を与えることができることとする。（第12条の7第1項関係）

(イ) 1年とは、暦年とする。（第12条の7第2項関係）

(ウ) 不妊治療休暇は、日又は時間を単位として与えることができるとし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができることとする。（第12条の7第3項関係）

(エ) その他所要の改正を行う。（第5条、第12条の6第1項及び第16

条関係)

(3) 施行期日

令和4年4月1日

11 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件について在職期間を考慮しないこととするとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件について、在職期間を考慮しないこととする。（第2条第4号及び第28条第2号関係）

イ 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における任命権者が講じる措置等を定めることとする。（第32条関係）

ウ 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために任命権者が講じる措置を定めることとする。（第33条関係）

(3) 施行期日

令和4年4月1日

12 包括外部監査契約の締結について

(1) 契約締結の趣旨

令和4年度の包括外部監査について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を経て契約を締結しようとするものである。

(2) 契約の内容

ア 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

イ 契約の始期

令和4年4月1日

ウ 契約の金額

2,026万2千円を上限とする額

エ 費用の支払方法

概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算

オ 契約の相手方

住所 横浜市栄区笠間三丁目45番D-907号

氏名 前田 一

資格 弁護士

13 令和3年度2月補正予算（その1）の内容【総務局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	307,278,870	218,164,792	525,443,662	22,075	△206,000	△60,047	218,408,764	
(項) 総務管理費	34,858,395	182,579,110	217,437,505	22,075	△206,000	△66,865	182,829,900	財政基金積立金 118,108,461 県債管理基金積立金 64,214,172
(項) 徴税费	272,420,475	35,585,682	308,006,157	-	-	6,818	35,578,864	県民税利子割等 交付金 37,568,507
(款) 公債費	316,460,932	△4,868,567	311,592,365	-	-	-	△4,868,567	
(項) 公債費	316,460,932	△ 4,868,567	311,592,365	-	-	-	△4,868,567	公債管理特別会 計繰出金
(款) 諸支出金	40,000	△5,110	34,890	-	-	-	△5,110	
(項) 普通財産取得費	40,000	△ 5,110	34,890	-	-	-	△5,110	
(款) 予備費	2,000,000	-	2,000,000	-	-	-	-	
(項) 予備費	2,000,000	-	2,000,000	-	-	-	-	
小 計	625,779,802	213,291,115	839,070,917	22,075	△206,000	△60,047	213,535,087	
				-	△367,774	△63,291,694	63,659,468	その他特定収入
一般会計 計	625,779,802	213,291,115	839,070,917	22,075	△573,774	△63,351,741	277,194,555	

（特別会計）

公債管理特別会計	607,151,986	△ 5,279,486	601,872,500	
公営競技収益配分金等管理会計	1,417,882	1,000,000	2,417,882	
地方消費税清算会計	681,940,205	78,493,654	760,433,859	
総務局 計	1,916,289,875	287,505,283	2,203,795,158	

14 令和3年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費について【総務局関係】

款	項	事業名	金額
2 総務費			33,800 ^{千円}
	6 総務管理費		33,800
		本庁舎等維持運営費	33,800

15 令和3年度公債管理特別会計2月補正予算（その1）の内容

(1) 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入	607,151,986	△ 5,279,486	601,872,500

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公債管理費	607,151,986	△ 5,279,486	601,872,500	-	-	△ 5,279,486	-

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財産運用収入	6,893,487	△ 167,642	6,725,845	基金運用利子
一般会計繰入金	316,450,932	△ 4,868,567	311,582,365	
特別会計繰入金	11,880,662	△ 75,635	11,805,027	県営住宅事業会計繰入金 △59,516
基金繰入金	112,547,905	△ 167,642	112,380,263	県債管理基金繰入金

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
元金	376,726,690	32,665	376,759,355	一般会計償還元金
利子	33,034,420	△ 3,854,920	29,179,500	一般会計償還利子 △3,788,512
公債諸費	2,137,254	△ 740,589	1,396,665	一般会計公債諸費 △729,159
基金積立金	195,253,622	△ 716,642	194,536,980	満期一括償還元金積立金 △549,000 基金運用益積立金 △167,642

16 令和3年度公営競技収益配分金等管理会計2月補正予算（その1）の内容

(1) 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 公営競技収益配分金等管理収入	1,417,882	1,000,000	2,417,882

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 公営競技収益配分金等管理費	1,417,882	1,000,000	2,417,882	-	-	1,000,000	-

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
収益配分金収入	1,400,000	1,000,000	2,400,000	競馬事業収益配分金収入

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
一般会計繰出金	717,882	500,000	1,217,882	
市町村自治振興事業会計繰出金	700,000	500,000	1,200,000	

17 令和3年度地方消費税清算会計2月補正予算（その1）の内容

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 地方消費税清算収入	681,940,205	78,493,654	760,433,859

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	
1 地方消費税清算費	681,940,205	78,493,654	760,433,859	
	補正予算額の財源内訳			
	特定財源			
	繰越金			
	国庫支出金	県債	その他	
	-	-	76,058,872	2,434,782

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計
譲渡割	196,360,595	△ 11,964,471	184,396,124
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
貨物割	147,002,392	41,967,483	188,969,875
説明	国から払い込まれる地方消費税収入		
地方消費税清算金収入	338,577,218	46,055,860	384,633,078
説明	他の都道府県から支払われる清算金収入		
繰越金	0	2,434,782	2,434,782

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計
地方消費税徴収取扱費負担金	932,555	78,661	1,011,216
説明	国に支払う徴収取扱費負担金		
地方消費税清算金	317,711,099	23,004,901	340,716,000
説明	他の都道府県へ支払う清算金		
一般会計繰出金	363,296,551	55,410,092	418,706,643
説明	一般会計への繰出金（清算後の地方消費税）		

18 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

港湾の岸壁利用料、係留料、陸置料、船舶給水料及びクレーン利用料について、証紙による収入の方法により徴収しないこととするとともに、神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴い、高齢運転者の運転免許証更新時における講習手数料の見直しに関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料項目の削除（別表の1 使用料の表2の項関係）

岸壁利用料等

イ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴い改正するもの（別表の2 手数料の表31の項関係）

(ア) チャレンジ講習手数料の削除

(イ) 特定任意高齢者講習手数料の削除

(ウ) 運転技能検査手数料の新設

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(2)イについては、令和4年5月13日。

19 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

租税特別措置法の一部改正等に伴い、優良宅地等認定事務のうち連結納税制度に係る認定事務の規定等を削除するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料等の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 租税特別措置法の一部改正等に伴う改正

(ア) 特定住宅用地認定申請手数料等に係る規定の整備

特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査制度のうち、租税特別措置法施行令の条文を根拠とする制度について廃止されることとなることから、当該条文を引用している箇所を削除する。（別表の1 政策局関係）

(イ) 優良宅地造成認定申請手数料等に係る規定の整備

優良宅地造成認定及び優良住宅新築認定制度のうち、租税特別措置法の条文を根拠とする制度について廃止されることとなることから、当該条文を引用している箇所を削除する。（別表の8 県土整備局関係）

イ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改正

政令に規定されている手数料の標準額の見直しを踏まえ、手数料の額を改定する。（別表の2 ぐらし安全防災局関係及び別表の10 公安委員会関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年4月1日

イ 経過措置

(ア) 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の98第9項及び第10項第2号の規定に基づく事

務に係る手数料については、(2)ア(ア)にかかわらず、なお従前の例による。

- (イ) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イ及び第6号の規定に基づく事務に係る手数料については、(2)ア(イ)にかかわらず、なお従前の例による。
- (ウ) この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（(2)イに限る。）については、なお従前の例による。

20 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、減収補填される地方税の課税免除の対象が拡充されたことを踏まえ、県内の過疎地域の持続的発展を支援するため、当該減収補填措置を活用した課税免除を行うことに関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

減収補填措置の対象となる課税免除を定める省令を引用すること等により、課税免除の対象業種の追加等を行う。(第1条、第2条関係)

(3) 施行期日等及び経過措置

ア 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

イ 経過措置

改正前の第2条第1項に規定する特別償却設備設置者に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに同条第2項に規定する過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに係る事業税の課税免除については、なお従前の例による。

(参考) 条例改正による課税免除の変更点

項目	現行	条例改正による変更点
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	「情報サービス業等」を追加
対象となる設備投資	新設、増設のみ	「改築」や「修繕」等を追加
取得価額要件	2,700万円超	資本金の額に応じ、500万円以上に引下げ
設備投資の期間	平成29年4月1日から令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
対象区域	過疎地域内	「産業振興促進区域内」(※)に変更

項目	現行	条例改正による変更点
税目及び免除期間	事業税：3年間 （畜産業、水産業は5年間） 不動産取得税：取得時のみ 固定資産税：3年間	（変更なし）

※ 過疎地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展計画において、産業の振興を促進する区域として定められた区域